

果樹生産者の皆様へ

東根市果樹産地協議会
東根市農業協同組合

令和6年度 果樹先導的取組支援事業（国庫）募集取り纏めについて

標記事業につきまして、下記の通り募集の取り纏めを行います。

つきましては、下記の事業内容・申請要件等をご確認のうえ、必要書類を添えて農協各営農センターまでご提出ください。事業の大枠は果樹経営支援対策事業と同じですが、果樹棚・雨よけ設備が対象となることや、補助率等詳細部分が異なっておりますので、ご注意ください。（2次募集の実施については未定です）

－事業概要について－

事業内容	対象経費	補助率	面積要件
改植・新植事業	苗木代、伐採抜根費用、整地費用、肥料代、果樹棚・トレリス等設置費	事業費の1/2	2 a 以上
改植・新植以外の整備事業 (かん水施設の整備ほか)	かん水施設等の設置費	事業費の1/2	10 a 以上
改植・新植に伴う 雨よけハウスの整備	改植、新植事業とあわせて新設する桜桃・ぶどう雨よけハウスの資材費、 <u>施工費</u>	事業費の1/2 〈事業費の上限：400万円/10a〉 〈補助金の上限：160万円/10a〉	10 a 以上

※. 上記事業を申請する際には下記の「担い手要件」及び「市果樹産地計画で振興品目・品種と位置付けたもの」を植栽することの両方の要件を満たす必要があります。

※. 消費税申告の際に「一般課税」を選択されている方は、消費税相当額を控除して補助金を計算します。

※. 事業実施後、**4年後及び8年後に現地検査を実施**します。その際、対象園地に実績報告の品目・品種が植栽されていない場合や園地を手放した場合などは補助金返還の対象となりますのでご注意ください。

－担い手要件について－

所得の半分以上を果樹経営に依存し、以下のいずれかに該当する農家（担い手） ※. 申請時及び完了時

- ① 認定農業者
- ② 今後とも果樹農業を継続する意思がある75歳未満の生産者で、果樹経営規模が概ね80a以上の方
- ③ 受託作業を行う集団あるいは農業法人等
- ④ 新規就農者

－振興品目・品種について－

(※太字の品種は山形県果実等生産出荷安定協議会と協議中ですのでご注意ください)

品目	品 種
おうとう	佐藤錦、ナポレオン、高砂、紅さやか、紅ゆたか、紅秀峰、紅きらり、やまがた紅王（山形C12号）、 紅てまり
りんご	ふじ、つがる姫、紅將軍、ひろさきふじ、昂林、秋陽、シナノスイート、シナノゴールド、秋映、 つがる、こうとく、紅玉
もも	川中島白桃、あかつき、いけだ、まどか、黄金桃、あぶくま、美晴白桃、西王母、青空むすめ、陽夏妃、 だて白桃、さくら白桃
西洋なし	ラ・フランス、オーロラ、バラード、メロウリッチ
ぶどう	デラウェア、巨峰、ピオーネ、シャインマスカット、 クイーンニーナ、マスカットベリーA
すもも	紅りょうぜん、ハニーハート、貴陽、秋姫
うめ	豊後、谷沢梅、白加賀

－事業詳細について－

＜改植・新植事業＞

「果樹経営支援対策事業」との相違点

項目	本事業	果樹経営支援対策事業
補助率	＜定率補助＞ 事業費の1/2 (改植・新植問わず)	＜定額補助＞ 改植:17万円/10a 新植:15万円/10a
下限本数の設定	設定なし	設定あり
果樹棚・トレリス 雨よけハウス	対象	対象外
未収益期間事業	＜定額補助＞ 22万円/10a	＜定額補助＞ 22万円/10a
実績報告	令和6年12月末	令和6年12月末 ※. 令和6年度 第1次募集の場合
補助金交付	令和7年3月末	令和7年3月末 ※. 令和6年度 第1次募集の場合

○「果樹棚・トレリス等設置費」:改植または新植と同時に新設する場合のみ対象となります。

＜改植・新植事業以外の整備事業＞

○用水・かん水施設の整備:かん水施設の設置費

※. 収入保険または、対象となる設備を設置する品目を補償する果樹共済への加入が必須。

＜改植・新植に伴う雨よけハウスの整備＞

○対象品目:おうとう、ぶどう

○補助対象:資材費、施工費(資材費のみも可)

○補助金額:事業費の1/2以内

※. 事業費の上限は400万円/10a、補助金の上限は160万円/10aとなり、事業費が320万円/10aを超える場合は補助率が下がりますので、ご注意ください。

○注意事項:

・上記、改植・新植事業と同時に新設する場合のみ対象となります。

※. 雨よけハウスのみの申請は不可。修繕・更新は不可。

・整備に係る園地面積が10a以上であること。

※. 改植・新植面積も10a以上が必要となります。

・収入保険・対象となる設備を設置する品目を補償する果樹共済・対象となる設備の園芸施設共済のいずれかへの加入が必須。

－事業申請に係るスケジュールについて－

内容	期日等
申請締切	令和6年3月14日(木)まで営農センターへ提出
事業着工	事業承認後、事業着工可能
実績報告	令和6年12月末(予定)
補助金交付	令和7年3月末(予定)

－申請の際に必要な書類－

事業内容	申込書	見積書	現況図 植栽予定図	園地の 現況写真	図面
改植・新植	○	○	○	○	
改植・新植以外	○	○		○	○
雨よけハウス	○	○		○	○

申請（例）

<改植の場合>

園地面積：1,200 m²
 現況 もも（いけだ・もちづき）22本 ⇒ 改植後 もも（あかつき・川中島白桃）22本
 事業費：355,660円（内訳：苗木代 55,660円・伐採抜根費 300,000円）

補助金額：177,830円<事業費の1/2>
 （参考）果樹経の場合：204,000円

<かん水施設整備の場合>

園地面積：1,100 m²
 現況 おうとう（佐藤錦・紅秀峰）16本
 事業費：1,200,000円

補助金額：600,000円<事業費の1/2>
 （参考）果樹経の場合：600,000円

<改植・雨よけハウス新設の場合>

園地面積：1,100 m²（施設面積も同じ）
 ※. 面積要件は改植面積・施設面積いずれも10a以上となっているため、要件を満たしている。
 現況 りんご（紅将軍・ふじ）18本 ⇒ 改植後 ぶどう（シャインマスカット）14本

<改植>

事業費：306,200円（内訳：苗木代 46,200円・伐採抜根費 260,000円）

<雨よけハウス>

事業費：2,400,000円（内訳：資材費 2,000,000円・施工費 400,000円）

補助金額：1,353,100円

改植：153,100円<事業費の1/2>

雨よけハウス：1,200,000円<事業費の1/2>※. 補助金上限は160万円/10aのため、満額助成。

※. 上記金額はあくまで一例となります。

【注意】事業費を自己負担で支払い後、補助金が入金されますので、融資を必要とする場合はお早めにご相談ください。

令和6年度 果樹先導的取組支援事業 申込書

ふりがな		年齢
氏名		満 歳

住所	
----	--

電話番号	()
------	----------------

1. 担い手要件（該当するものに○をつけてください。）

- ① 認定農業者 ② 新規就農者（就農 年目） ③ 受託作業を行う集団あるいは農業法人
- ④ 今後とも果樹農業を継続する意思がある75歳未満の生産者で、果樹経営規模が80a以上の方（果樹経営面積： a）

2. 消費税の取扱い（該当するものに○をつけてください。）

（ 一般課税 ・ 簡易課税 ・ 免税 ）

3. 共済加入の有無（該当するものに○をつけてください。）

（ 収入保険 ・ 果樹共済 ・ 園芸施設共済 ・ 未加入 ）

4. 支援内容（希望する支援内容の欄に必要事項を記入してください。）

※. 事業の詳細については別紙チラシをご覧ください。

事業メニュー	園地の所在地（地番）	事業実施面積 （㎡）	転換元（現況） 品種	→	転換先 品種
① 改植・新植事業					
② 改植・新植以外の整備事業 （かん水施設の整備）					/
③ 改植・新植に伴う 雨よけハウスの整備					

※. 事業実施面積は、園地面積ではなく事業を行う実面積を記載してください。（法面等を除く）